



TSUKUBA SUPER SCIENCE CITY INITIATIVE

国立大学法人による土地等の貸付に係る特例措置の活用

背景

- つくば市では、つくばスーパーサイエンスシティ構想の下、地域公共交通の維持という社会課題の解決を目指し、自動運転の社会実装に取り組んできており、令和5年度（2023年度）からはつくば駅と筑波大学キャンパスを結ぶバス路線での導入に向けた実証を重ねてきた。
- 現在、自動運転レベル4※の路線バスへの導入に向けて、筑波大学、バス事業者等とともに自動運転バスの購入、運行計画等の検討を進めている。

※特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態

区域計画の追加内容

国立大学法人による土地等貸付事業

（国家戦略特別区域法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業）

- 国立大学法人筑波大学が、自動運転バスをはじめとする新たなモビリティサービス等の社会実装に向けた拠点の整備等を行おうとする者に同大学構内の土地の貸付けを行う。その際、土地等の貸付けを行う場合に必要な文部科学大臣の認可を、事前の届出をもって代えることができる特例を活用。



期待される効果

- 新たなモビリティサービス等の社会実装に向けた拠点の整備が円滑に行われ、運行体制が強化されることで、自動運転バスの社会実装の加速化を図ることができる。
- バス運転手不足の解決及び効率的な運行の実現により、地域公共交通の維持さらには自動運転技術による交通システムの安全性の向上に寄与できる。

道路上のパーソナルモビリティポートの設置

背景

- つくば市は市域が広く自動車がないと移動が困難であり、パーソナルモビリティは近距離において自家用車に代わる有効な移動手段であることから、市民や来街者が利用しやすいパーソナルモビリティのシェアリングサービスの確立を目指している。
- 機体を駐車させシェアリングに供するポート（利用者がパーソナルモビリティの貸出返却ができる拠点）は、道路法第32条第1項及び道路法施行令第7条において道路占用許可の対象物件であるかどうか明記されていない。

道路上のポートの設置に向けた対応

- 道路上のパーソナルモビリティのポート設置のため、道路占用許可の対象物件に関する提案を実施。
- 提案の結果、一定の条件下において、パーソナルモビリティのポートについて、道路占用許可を受けて道路に設置することができる物件として明確化。＜提案の実現＞
- 提案の実現を受け、道路占用許可の取得に向けて、ポートの設置場所、方法等について区域計画に位置付け。

《設置場所イメージ》



期待される効果

市民や来街者のニーズに応じたポートの設置が可能となり、パーソナルモビリティの社会実装が推進される。